

令和8年度経営力・工賃向上コンサルティング事業委託業務仕様書

1 趣旨

障害者が地域社会で自立した生活を営めるよう、県内の障害福祉サービス事業所に対して、経営力の強化及び工賃（賃金）の向上を目的として、企業的手法の導入に関する研修を実施するとともに、事業所の状況に応じた専門家による個別の経営指導や技術指導、商品・サービス価値の向上に向けたアドバイスや開発・改良支援等を行う。

2 事業概要

(1) 実施時期

契約締結日～令和9年3月31日まで

(2) 事業内容等

事業内容は下記①～④のとおりとする。

また、下記②の個別支援は、原則として受託事業者が事業所等を訪問して実施すること。その他、必要に応じて事業所等以外の場所への視察等を目的とする訪問、複数の事業所等を一か所に集めた技術指導、集合研修の実施やオンラインでの支援も可能とする。

なお、実施に係る経費はすべて受託事業者が負担すること。

実施項目	内容
①研修会の実施	<p>ア 事業の趣旨</p> <p>②の個別支援につなげる導入的な取り組みとして、県内の障害福祉サービス事業所全体を対象に、商品開発、販売戦略、生産性向上のための企業的手法の導入等に関する知識の共有を行い、事業所が主体的に取り組むきっかけを提供する。</p> <p>また、研修を通じて各事業所の関心・意欲を高め、個別支援への参加を促す。</p> <p>イ 対象者</p> <p>県内の就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所及び地域活動支援センター (参加目標：50事業所程度)</p> <p>ウ 開催時期・回数</p> <p>令和8年6月～7月、平日（半日程度）の1回</p> <p>ただし、開催時期は、実施項目②の支援先事業所の募集期間中に実施することとする。</p> <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・集合形式またはオンライン形式のいずれでも構わないが、オンライン形式を採用する場合は、双方向型のコミュニケーションを図れる方法とすること。・商品開発や販売戦略、生産性向上のための企業的手法の導入等に係る実践的な内容を盛り込むこと。また、物価高騰の影響下における経済・社会情勢を踏まえた商品・サービス価格設定の方法を盛り込むこと。・研修会で用いる資料や参加者への配布資料は、必要に応じて受託事業者が作成すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当者と綿密な打ち合わせを行い、最終的な研修内容を決定すること。 ・研修内容が確定次第、研修会概要チラシを作成すること。（外部広報は不要。） ・研修会当日、参加者に対して研修内容の満足度、理解度、今後の希望等に係るアンケートを実施すること。 ・研修会において参加者から質問が出た場合は、受託事業者が回答すること（助言等で差し支えない）。
<p>②コンサルティング・技術指導等</p>	<p>ア 対象</p> <p>県内の以下の①～③の中から10事業所程度を選定する。募集は県で行うこととし、応募があった事業所について、工賃（賃金）収入の安定確保及び向上の実現可能性等を受託事業者と協議したうえで、県が決定する。</p> <p>①就労継続支援B型事業所</p> <p>②就労継続支援A型事業所のうち、以下ア～エの全ての要件を満たす事業所</p> <p>ア 経営改善計画書又は賃金向上計画を作成していること</p> <p>イ 令和8年度新規開設及び令和7年度に休止していた事業所ではないこと</p> <p>ウ 前年度に利用者へ支払った賃金実績(平均賃金の月額又は時間額)について、県に報告がなされていること</p> <p>エ 利用者全員が最低賃金の減額特例対象者でないこと</p> <p>③生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち、工賃向上計画を作成している事業所</p> <p>イ 実施時期・回数</p> <p>令和8年7月以降を想定</p> <p>1事業所あたり、原則として6回以上（1回／月程度）</p> <p>※一部を集合研修等への置き換えも可とする。</p> <p>ウ 想定される支援内容</p> <p>i) 事業計画に関すること</p> <p>事業戦略の策定、事業計画の見直し・改善、工賃（賃金）向上計画に関する分析・助言等を行う。</p> <p>ii) 収益向上に関すること</p> <p>収支計画又は収支改善計画の策定、資金管理等の助言を行う。</p> <p>iii) 商品・サービスの価値向上に関すること</p> <p>既存商品・サービスにおける課題や改善点の抽出、新商品・サービス創出に向けた助言等を行う。また、必要に応じて試作等を行う。</p> <p>iv) 商品・パッケージの開発・改良に関すること</p> <p>販路を考慮した商品の開発やパッケージの改良等、市場のニーズを捉えた商品等のブランド構築を行う。</p> <p>v) その他</p> <p>食品・景品等の表示、知的財産活用等に係る情報提供や、経営者・職員に対する動機付けなど、独自の知見や経験に基づく支援等を行う。</p> <p>エ 指導者の資格等</p> <p>中小企業診断士、公認会計士、社会保険労務士、事業所等の要求に対して適切な助言・技術指導ができる専門家等</p>

	<p>※上記「ウ iv) 商品・パッケージの開発・改良に関すること」の支援を実施する場合、市場のニーズを捉えた商品開発、販路開拓等に関する監修についての経験と実績を有する専門家（クリエイター等）を招聘・派遣することとし、専門家の選定については、県と協議のうえ決定すること。</p> <p>オ 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の要望を十分にヒアリングしたうえで、事業所等が持つ技術や強みを活かし、実現可能性を踏まえた支援を行うとともに、サステナブルな社会を目指す取組に配慮するよう努めること。 ・本事業の主旨や支援の具体的内容について、募集時や支援開始時などに適宜、丁寧な説明を行い、支援先事業所が期待する支援内容と本事業における支援内容に齟齬が生じないように努めること
<p>③販売会等への出店指導</p>	<p>ア 事業の趣旨</p> <p>本事業で支援する事業所等の実践の場として1回以上販売実習を行う。</p> <p>※最終消費者向けの商品等を扱っていない場合においても、事業所のPRを行う等何らかの方法で参加させること。</p> <p>イ 開催時期・会場</p> <p>佐賀県内で十分な集客が見込まれる時期・会場を提案すること。また、会場は受託事業者が手配すること。</p>
<p>④成果発表会の開催</p>	<p>ア 事業の趣旨</p> <p>本事業で支援する事業所の成果発表の場を設け、経営力・工賃向上におけるさらなる意識醸成を図るとともに、県内の障害福祉サービス事業所に対して好事例の横展開を図る。</p> <p>イ 開催時期</p> <p>令和9年3月を目安に、①～②の支援スケジュールを考慮し、県と協議のうえ決定すること。</p> <p>ウ 開催場所</p> <p>佐賀市内の会場（50～100名規模を想定）</p> <p>※受託事業者が会場を確保して実施すること。</p> <p>※オンラインでの同時かつ双方向の対話が可能な成果発表会も可能とする。</p> <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者募集チラシの作成を行い、データを県に納品すること。 ・県内の多くの障害福祉サービス事業所に参加してもらえよう、成果発表会と併せて公開講座等を実施することも可能とする。

(3) 実施計画書

受託事業者は、②コンサルティング・技術指導等の内容、時間（基本1回3時間以上）等について各事業所と調整して実施計画を作成し、県に提出すること。

進捗報告を密に行うこととし、訪問支援のスケジュール等は随時報告すること。

(4) 実施報告書

受託事業者は、事業終了後直ちに実施報告書を県に提出すること。商品・パッケージの開発・改良を行った場合は必ず写真で記録し、実施報告書に添付すること。

また、併せて当業務で制作したデザインデータ等も提出すること。

3 委託料の支払

完了払

4 その他

(1) 技術面等の専門的知識を要する指導に関しては、必要に応じて外部専門家の派遣を実施するなど、事業所側のニーズに合わせて対応すること。

(2) 仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者が十分に協議し、県の下承を得て決定することとし、受託者はその決定を遵守して業務を遂行しなければならない。

(3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置くこと。また、業務の進行管理を円滑に行うため、随時WEB等によってミーティングを実施し、県との密な連絡体制を構築すること。

(4) 本事業の実施に係る関係機関・団体等との調整が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。

(5) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）所有権は県に帰属するものとする。県は、これらの制作物（商品、イラスト、ロゴ、データ等）を無償で自由に二次利用できるとともに、当事業支援対象事業所に対し、無償で使用させることができるものとする。制作者は県及び当事業支援対象事業所に対して、著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。

また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(6) 本事業において、第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県及び当事業支援対象事業所の利用についても同様とする。

(7) 受託者による事業実施場所の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

(8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本委託業務の一部については、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、県と受託者の協議により県が認めたときは、第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。